

東京都市大学校友会 慶弔規程

〔平成29年7月20日
制 定〕

(目的)

第1条 東京都市大学校友会細則（以下「細則」という）第14条の規定に基づき、東京都市大学校友会（以下「本会」という。）が会員等に対し、慶弔意を表する場合の基準を定める。

(叙勲・褒章)

第2条 本会会則（以下「会則」という。）第5条第1項に定める会員が叙勲及び褒章を受けた場合は、慶祝の意を表する。

(祝い金)

第3条 支部総会及び学科同窓会総会等の行事に、本会の会長が招待を受けた場合、祝金を贈呈する。

第4条 細則第30条第1項に定める職員（以下「職員」という。）が結婚する場合は、祝意を表する。

(弔意)

第5条 会則第7条に定める役員及び支部長及び職員（以下「役員等」という。）が死亡した場合は、弔意を表する。

2. 顧問及び会長の経験者が死亡した場合は、弔意を表する。

第6条 職員の配偶者、実父母及び実子が死亡した場合は、弔意を表する。

(慶弔金)

第7条 第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条に基づき、慶弔の意を表する金品については、別表に定める。

(慶弔の表意)

第8条 第2条の定めによる慶祝の表意は、本会の本部及び事務局が得た情報に基づき、定期総会の開催時に併せて行う。

2. 第3条の定めによる祝金の贈呈は、主催責任者から会長宛の招待状に基づき出席したときに行なう。

3. 第4条の定めによる慶祝の表意は、本人の届出に基づき行う。

4. 第5条及び第6条の規定は、本人、または本人の関係者から、本会本部及び事務局まで連絡があった場合に行なう。

(特別な事柄)

第9条 この規程に定めのない特別な事柄については、会長の承認を得て対処し、事後、常任幹事会に報告する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任幹事会の議決による。

付 則（平成29年7月20日）

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別 表

1. 慶祝

1-1 祝金（本会名）

① 叙勲、褒章の受章（第2条）	30,000円
② 地方支部、国外支部の総会（第3条）	30,000円
③ 職場支部、学科同窓会の総会等（第3条）	20,000円
④ 職員の結婚（第4条）	30,000円

1-2 祝電（本人宛、会長名）

第2条及び第4条の当事者

2. 弔意

2-1 弔慰金（本会名）（校友会の代表として葬儀に参列する場合に持参）

① 役員等（第5条第1項）	20,000円
② 顧問及び会長経験者（第5条第2項）	20,000円
③ 職員の配偶者、実父母、実子（第6条）	10,000円

2-2 供花（会長名）

① 役員等（第5条第1項）	1基
② 顧問及び会長経験者（第5条第2項）	1基
③ 職員の配偶者、実父母、実子（第6条）	1基

2-3 弔電（喪主宛、会長名）

第5条及び第6条の該当者

以上